

令和7・8年度 小川地区衛生組合 競争入札参加資格審査申請の手引き

- 1 建設工事
- 2 設計・調査・測量
- 3 土木施設維持管理

受付期間

令和7年1月10日(金) ～ 1月17日(金)

申請方法

持参 による申請（郵送不可）

※注意

小川地区衛生組合では、埼玉県電子入札共同システム
には参加しておりません。

小川地区衛生組合

目次

I 申請概要

1	申請対象者	1
2	申請者の資格(建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理)	1
3	「建設工事」に関する申請者の資格	2～4
4	「設計・調査・測量」に関する申請者の資格	4～5
5	「土木施設維持管理」に関する申請者の資格	5～6
6	有効期間	6
7	入札参加資格審査の審査基準日について	7
8	申請にあたっての注意事項	7～8
9	申請の受付日時	8
10	提出方法	8
11	問い合わせ先	8
12	新型コロナウイルス感染症等の影響への対応について	9

II 提出書類

1	提出書類について	10～13
2	申請書の作成について	14～24
1)	競争入札参加資格審査申請書《様式第1号》	14
2)	競争入札参加資格審査申請書(基本共通情報)《様式第2号》	15～17
3)	競争入札参加資格審査申請書(基本個別情報)《様式第3号》	17～18
4)	建設工事請負共通情報《様式第4号》	18
5)	建設工事請負個別情報《様式第5号》	19～20
6)	設計・調査・測量共通情報《様式第6号》	21～22
7)	設計・調査・測量個別情報《様式第7号》	23
8)	土木施設維持管理共通情報《様式第8号》	24
9)	土木施設維持管理個別情報《様式第9号》	24
3	添付書類について	25～27

III 申請後の注意事項

1	変更届について	28～29
2	参加資格の再審査について	30
3	参加資格の抹消について	30

別表 1	『建設工事』業種コード	31～36
------	-------------	-------

別表 2	『設計・調査・測量』業務コード	37～39
------	-----------------	-------

I 申請概要

1 申請対象者

令和 7・8 年度に小川地区衛生組合と下記業種の契約を希望する法人及び個人事業者

- 建設工事 ○ 設計・調査・測量 ○ 土木施設維持管理

2 申請者の資格（建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理 共通）

次のいずれかに該当する方は、申請することができません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、小川地区衛生組合の競争入札に参加させないこととされた者
- ③ 法人税（個人事業者の場合は所得税）、消費税及び地方消費税を完納していない者
- ④ 法人町村民税（個人事業者の場合は個人町村民税）（小川地区衛生組合管内に事業所（本店、支店、営業所等）がある場合）を完納していない者

※ 虚偽の申請を行った場合は、登録が抹消になることがあります。

【参考】

< 地方自治法施行令第167条の4 >

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二号第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 「建設工事」に関する申請者の資格

(1) 申請に関する資格について

申請日現在、次の要件を満たしていなければなりません。

- ア 申請する業種について、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること（代理人を置く事業所が申請する場合は、その事業所で建設業の許可を受けていること）
- イ 申請する業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（申請日現在において審査基準日から1年7か月以内かつ有効なもの）の総合評定値の通知を受けていること

(2) 受注希望工事に関する申請者の資格

次に掲げる4業種の工事の受注希望工事を希望する場合は、「資格情報を証明する書類」欄に記載されている届出や資格等が必要です。申請する場合は、「資格情報を証明する書類」を提出してください。下表以外の業種については、「資格情報を証明する書類」は不要です。

ア 電気工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
総合電気設備工事 発電変電設備工事 電気設備工事 信号設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「 届出受理通知書 」等※1	都道府県知事 各産業保安監督部長 経済産業大臣

※1 電気工事業開始届等の「届出受理通知書」等についての問い合わせ先

- ・ 埼玉県内にのみ営業所がある場合
埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 ☎048-830-8435
- ・ 2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が全て1つの産業保安監督部の管轄内にある場合
経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 ☎048-600-0388(代)
- ・ 2以上の都道府県に営業所があり、かつ営業所が複数の産業保安監督部の管轄にある場合
経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課 ☎03-3501-1742

イ 管工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
浄化槽工事	埼玉県知事に提出した「 特例浄化槽工事業者届出書 」(表面と裏面)※2 届出書の記載事項に変更がある場合は合わせて「 特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書 」(※2)	埼玉県知事

※2 「特例浄化槽工事業者届出書」等についての問い合わせ先

- ・ 埼玉県 県土整備部 建設管理課 建設業担当 ☎048-830-5176

注) 浄化槽工事を申請する場合は、**申請する事業所で届出をしている**必要があります。

ウ 電気通信工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「 工事担任者資格者証(アナログ第1種、AI第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、AI第2種、総合種又はAI・DD総合種、総合通信) 」の資格者証	総務大臣
データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「 工事担任者資格者証(デジタル第1種、DD第1種、第一級デジタル通信、デジタル第2種、DD第2種、総合種又はAI・DD総合種、総合通信) 」の資格者証	

- ・ 令和3年4月より資格の名称が変更になっております。詳しくは(一財)日本データ通信協会

<https://www.dekyo.or.jp/shiken/>

I 申請概要

エ 消防施設工事業

受注希望工事分類	資格情報を証明する書類	登録機関名
水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状	都道府県知事
泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状	
不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状	
火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	
避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状	
排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状	

(3) 社会保険等の加入について

※ 社会保険等とは、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」の3保険のことです。

社会保険等の加入状況は「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」の「その他の審査項目(社会性等)」欄で確認します。

ア **全ての**社会保険等の加入状況が「有」又は「除外」の場合は、「社会保険等に**加入している**」とします。

イ **いずれかの**社会保険等の加入状況が「無」の場合は、「社会保険等に**未加入**」とします。

ただし、上記イに該当する者であっても、次の①から③に掲げる資料を提出した場合は、「社会保険等に加入している」とします。

① 健康保険 (領収書の写しは、最新のものに限り)

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし(※欄外参照)

※ 年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の「厚生年金保険料の領収書」で健康保険料が0円になっていることを確認します。

② 厚生年金保険 (領収書の写しは、最新のものに限り)

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し

※ 上記①、②について健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので1部提出してください。

※ 加入直後で領収書が未到達の場合は、次のa又はbを提出してください。

- a 「被保険者標準報酬決定通知書」の写し(直近のものに限る)
- b 「適用通知書」の写し

③ 雇用保険 (領収書の写しは、最新のものに限り)

納付方法	確認資料
ハローワークに直接申告納付	労働(雇用)保険の保険料申告書の写し又は領収書の写し
労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写し 又は領収書の写し

※ 上記の確認資料が用意できない場合は、組合発行の加入証明書等を提出してください。

I 申請概要

- ※ 加入直後で確認資料が未到達等の場合は、次の a から c のいずれかを提出してください。
- a 「雇用保険加入済確認願」の原本
 - b 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し
 - c 「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響等による社会保険料納付の猶予制度の特例を受けていて、上記の ① から ③ の書類が提出できない場合は、以下の書類を提出してください。
- a 健康保険、厚生年金保険
年金事務所が発行した 納付の猶予(特例)許可通知書
 - b 雇用保険
ハローワークが発行した 納付の猶予(特例)許可通知書
- ※ a または b の書類については、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。
- ※ 上記の猶予制度については、年金事務所、ハローワークにお問い合わせください。

4 「設計・調査・測量」に関する申請者の資格

以下の書類を提出してください。

(1) 測量業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
測量法第55条の5の規定に基づく測量業者としての登録通知等(※1)	国土交通大臣 (地方整備局長)	申請する事業所で登録が必要

※1 測量業務を申請する場合は、「測量業者登録通知」及び登録行政庁の受理印がある「測量業者登録申請書（第一面と別紙）」を提出してください。

(2) 建築士事務所登録(建築関連コンサルタント)

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
建築士法第23条の3の規定に基づく登録通知等(※2)	都道府県知事等	「建築意匠」は申請する事業所で登録が必要

※2 建築士事務所登録のうち「建築意匠」を申請する場合は、「建築士事務所登録通知書」を提出してください。

(3) 地質調査業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
地質調査業者登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能

(4) 補償コンサルタント登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
補償コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能

(5) 建設コンサルタント登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
建設コンサルタント登録規程第5条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 (地方整備局長)	登録がなくても申請可能

I 申請概要

(6) 不動産鑑定業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
不動産の鑑定評価に関する法律第24条の規定に基づく登録通知等	国土交通大臣 都道府県知事	登録が必要

(7) 計量証明事業者登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
計量法第109条の規定に基づく登録通知等 事業区分ごとに登録しているもの 〔長さ、質量、面積、熱量、体積、濃度、音圧 レベル、振動加速度レベル等〕	都道府県知事等	登録が必要

(8) 土地家屋調査士登録

登録情報を証明する書類	登録機関名	資格の有無による申請の可否
土地家屋調査士会連合会が発行した土地家屋調査士登録証明書(申請日前3か月以内に発行されたもの) (※3)	日本土地家屋調査士会連合会	登録が必要(※4)

※3 土地家屋調査士事務所・土地家屋調査士法人は、日本土地家屋調査士会連合会の登録が必要です。

※4 次のいずれかを、商号又は名称に含む場合にのみ申請することができます。

- 土地家屋調査士事務所
- 土地家屋調査士法人
- 社団法人 ○○○○公共嘱託登記土地家屋調査士協会

5 「土木施設維持管理」に関する申請者の資格

事業者の区分が「法人」か「個人事業者」かに関わらず、「社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）に加入している」ことを要件としています。

(1) 社会保険等の加入について

申請日現在、次の要件を満たしていなければ申請できません。

ア 「社会保険等に加入している者」

イ 「法令の規定により社会保険等への加入が適用除外となっている事業者」

※ 適用除外となっている事業者の方は、事務局までお問い合わせください。

(2) 社会保険等の加入状況に係る確認方法

ア 建設工事も申請している場合

社会保険等の加入状況は「経営事項審査の総合評定値通知書の写し」の「その他の審査項目(社会性等)」欄で確認します。

(ア) 全ての社会保険等の加入状況が「有」又は「除外」の場合は、「社会保険等に加入している」とします。

(イ) いずれかの社会保険等の加入状況が「無」の場合は、「社会保険等に未加入」とします。

ただし、上記ア(イ)に該当する者であっても、次のイに掲げる資料を提出した場合は、「社会保険等に加入している」とします。

I 申請概要

イ 建設工事を申請しない場合

以下の①から③に掲げる資料で「社会保険等の加入」を確認します。

① 健康保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し
健康保険組合	健康保険組合発行の保険料領収書の写し
建設業関係の国民健康保険組合	なし（※欄外参照）

※ 年金事務所で健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業関係の国民健康保険組合に加入している場合、健康保険は適用除外となります。この場合は、年金事務所発行の「厚生年金保険料の領収書」で健康保険料が0円になっていることを確認します。

② 厚生年金保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

加入先	確認資料
年金事務所	年金事務所の保険料領収書の写し

※ 上記①、②について

健康保険及び厚生年金保険の加入先が両方とも年金事務所の場合、領収書はひとつなので1部提出してください。

※ 加入直後で領収書が未到達の場合は、次のa又はbを提出してください。

- a 「被保険者標準報酬決定通知書」の写し（直近のものに限る）
- b 「適用通知書」の写し

③ 雇用保険（領収書の写しは、最新のものに限り）

納付方法	確認資料
ハローワークに直接申告納付	労働（雇用）保険の保険料申告書の写し又は領収書の写し
労働保険事務組合に委託している場合	事務組合発行の保険料納入通知書の写し 又は領収書の写し

※ 上記の確認資料が用意できない場合は、組合発行の加入証明書等を提出してください

※ 加入直後で確認資料が未到達等の場合は、次のaからcのいずれかを提出してください。

- a 「雇用保険加入済確認願」の原本
- b 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」の写し
- c 「雇用保険適用事業所設置届事業主控」の写し

※ 新型コロナウイルス感染症の影響等による社会保険料納付の猶予制度の特例を受けていて、上記の①から③の書類が提出できない場合は、以下の書類を提出してください。

- a 健康保険、厚生年金保険
年金事務所が発行した 納付の猶予（特例）許可通知書
- b 雇用保険
ハローワークが発行した 納付の猶予（特例）許可通知書

※ a または b の書類については、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

※ 上記の猶予制度については、年金事務所、ハローワークにお問い合わせください。

6 有効期間

令和 7年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日まで（2年間）

7 入札参加資格審査の審査基準日について

(1)「建設工事」の申請の場合

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を指します。
総合評定値通知書が複数ある場合は、直近のものの審査基準日を指します。

- ※ 通知書の有効期限は、審査基準日から1年7か月です。
- ※ 要件を満たす通知書の写しを提出できない場合、申請できません。
- ※ 申請日現在、直近年度の通知書が既に発行されている場合、前年度の通知書は使用できません。

(2)「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」の申請の場合

申請日前直近の決算日（決算手続きが完了したもの）を指します。

8 申請にあたっての注意事項

(1) 申請の単位について

申請については、「会社単位（個人事業者の場合は事業主）」ではなく、「**事業所単位（本店・支店・営業所等）**」で申請してください。本店と支店で申請業務を分けて申請を希望される場合は、それぞれの事業所で申請書の提出が必要となります。

- ※ 1つの法人で複数の事業所を登録する場合は、商号や法人の代表者等、事業所間で共通する事項に関しては、全ての事業所で同じ情報となります。

(2) 申請できる業種（又は業務）について

ア 「建設工事」

申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して**5業種まで**です。
また、5業種以内であっても、他の事業所で申請した業種を**重ねて申請することはできません**。

イ 「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」

他の事業所が申請した業務を**重ねて申請することはできません**。

(3) その他注意事項

- ア 申請書類提出後に、内容について問い合わせ等をする場合がありますので、「**申請の手引き**」及び「**控え**」を保管してください。
- イ 提出された書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- ウ 申請書類に不備・不足等があった場合は、追加で不備・不足書類等の提出を求められる場合があります。**一定期間内に提出されない場合、申請が却下となることもあります**ので、ご注意ください。

I 申請概要

エ 提出された書類に不備があった場合、他の書類等で正しい内容が確認できる場合は、内容を修正することがあります。

オ 資格審査申請の内容に虚偽があったときは、登録が抹消されることがあります。

9 申請の受付日時

(1) 受付期間

令和 7年 1月 10日(金) ～ 令和 7年 1月 17日(金)

※ 土・日・祝日を除く

※ **追加申請は、原則、ありません。**必ず受付期間内に申請してください。

※ 提出の際は、不備・不足がないかよく確認してください。また、不備・不足があった場合に余裕をもって対応できるよう、早めに申請してください。

(2) 受付時間

午前9時00分 から 午前11時30分、午後1時30分 から 午後4時00分まで

(3) 受付場所

小川地区衛生組合 事務局 会議室

10 提出方法

(1) 提出書類は、**申請業種ごと**に提出してください。

(2) 提出書類については、**各1部** 提出してください。

(3) **A4判縦型ファイル綴じの上、直接持参**してください。**郵送では受付ません**のでご注意ください。

(4) ファイルには色指定があります。

- ・ 建設工事 …… ブルー
- ・ 設計・調査・測量 …… ピンク
- ・ 土木施設維持管理 …… イエロー

(5) 背表紙の下部に「**会社名**」及び「**事業所名**」を記入してください。

(6) チェックリストを一番上にし、番号順に書類を揃え、上記(4)で指定した色のファイルに綴じて提出してください。

(7) 受付終了後、「受付票」をお渡しします。

11 問い合わせ先

小川地区衛生組合 事務局 総務担当

〒355-0314 埼玉県比企郡小川町大字中爪1681-2

TEL 0493-72-0441 FAX 0493-73-0217

(平日 8:15~17:00)

新型コロナウイルス感染症等の影響への対応について

納税証明書の提出について

新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度の適用を受けていて、以下の書類が発行されない場合は、下記の書類を提出してください。

1 法人税（または所得税）及び消費税・地方消費税について

【法人の場合】 法人税 並びに 消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

【個人の場合】 申告所得税及復興特別所得税 及び
消費税及地方消費税の納税証明書（その3の2）

(1) 特例猶予によらない猶予を受けている場合

換価・納税の猶予申請書（事由として新型コロナウイルスの記載があり、收受印のあるもの） 及び **猶予許可通知書**

(2) 上記の税目のうち一方の税目のみ猶予許可を受けている場合

(1)で示した書類に加え、猶予許可を受けていない税目に係る「納税証明書（その3）」を提出してください。

※ 上記の書類については、新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていることがわかるものを提出してください。

※ 上記の猶予制度等については、税務署にお問い合わせください。

2 法人町村民税（または個人町村民税）について

【法人の場合】 法人町村民税

【個人の場合】 個人町村民税

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収猶予の特例制度の適用を受けている場合は、併せて「徴収猶予許可通知書」（写し）も提出してください。

※ 上記の猶予制度等については、各町村の税務課にお問い合わせください。

Ⅱ 提出書類

1 提出書類について

(1) 提出書類の分類

- ・ 申請書 … 事業所の情報や、希望業種等を申請するための書類です。共通情報に関する申請書と個別情報に関する申請書があります。申請する内容によって、作成する申請書が異なります。
- ・ 添付書類 … 経歴書や各証明書等です。
- ・ チェックリスト … 申請書、添付書類の一覧表です。提出の際は、このリストにチェックを入れ、一番上に入れてください。

(2) 申請書類一覧

No.	申請書名	様式	建設 工事	設計 調査 測量	土木施 設維持 管理
1	競争入札参加資格審査申請書	第1号	○	○	○
2	競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）	第2号	○	○	○
3	競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）	第3号	○	○	○
4	建設工事請負共通情報	第4号	○	—	—
5	建設工事請負個別情報	第5号	○	—	—
6	設計・調査・測量共通情報	第6号	—	○	—
7	設計・調査・測量個別情報	第7号	—	○	—
8	土木施設維持管理共通情報	第8号	—	—	○
9	土木施設維持管理個別情報	第9号	—	—	○

(3) 添付書類一覧

No.	書類名	摘要	建設 工事	設計 調査 測量	土木施 設維持 管理
10	委任状 《様式第10号》	【代理人を置いて申請する場合】 建設工事を従たる営業所で申請する場合、代理人は建設業法施行令第3条に規定する使用人としてください。	○	○	○
11	履歴事項全部証明書又は 現在事項全部証明書〈写し可〉	【法人のみ対象】 発行日が申請日前3か月以内のもの	○	○	○
12	社会保険等の加入確認資料の写し	【以下の場合のみ対象】 ・経営事項審査の総合評定値通知書で社会保険等が「無」の場合 ※申請の手引き3ページ参照 ・建設工事を申請せず、土木施設維持管理を申請する場合 ※申請の手引き6ページ参照 ・新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていて、必要書類が提出できない場合は、申請の手引き4または6ページに掲載している書類を提出してください。	○	—	○
13	法人番号の確認資料（「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの）	【法人のみ対象】 「国税庁法人番号公表サイト」で法人名及び所在地等から検索して確認した法人情報の画面を印刷してください。 ※法人番号は、国税庁が平成27年10月以降に法人の登記上の所在地あてに送付した「法人番号指定通知書」に記載された13桁の番号です。 ※1法人に1つの法人番号のため本店・支店・事業所ともに同じ法人番号を使用してください。	○	○	○

Ⅱ 提出書類

No.	書類名	摘要	建設 工事	設計 調査 測量	土木施 設維持 管理
14	法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)〈写し可〉	【法人のみ対象】 ・税務署が発行したもので、申請日前3か月以内のもの ※免税事業者の場合も必ず提出してください。 ・新型コロナウイルス感染症等の影響による換価・納税の猶予制度を受けていて、納税証明書が発行されない場合は、申請の手引き9ページに掲載している書類を提出してください。	○	○	○
15	法人町村民税又は個人町村民税の納税証明書〈写し可〉	【申請事業所の所在地に関わらず、衛生組合管内に事業所(本店、支店、営業所等)がある事業者が対象】 ・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に発行したもの ・新型コロナウイルス感染症等の影響による納税の猶予制度を受けていて、納税証明書が発行されない場合は、申請の手引き9ページに掲載している書類を提出してください。	○	○	○
16	身分証明書〈写し可〉	【個人事業者のみ対象】 本籍地の市区町村で発行したもので、申請日前3か月以内のもの ※破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明する書類です。	○	○	○
17	登記されていないことの証明書〈写し可〉	【個人事業者のみ対象】 ・発行日が申請日前3か月以内のもの ・後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明 ※詳しくは、東京法務局のホームページで確認してください。 https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html	○	○	○
18	「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書(その3の2)〈写し可〉	【個人事業者のみ対象】 ・税務署が発行したもので、申請日前3か月以内のもの ※免税事業者の場合も必ず提出してください。 ・新型コロナウイルス感染症等の影響による換価・納税の猶予制度を受けていて、納税証明書が発行されない場合は、申請の手引き9ページに掲載している書類を提出してください。	○	○	○
19	組員名簿 〈様式第11号〉	【中小企業等協同組合等対象】 ・記入する組員は全組員を対象 ・組員名が個人の場合は商号を、法人の場合は法人名を記入してください。	○	○	○
20	役員名簿 〈様式第12号〉		○	○	○
21	経営事項審査の総合評定値通知書の写し	申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの ※総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。	○	—	—
		【官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合】 ・組合と組員(5以内)のもの ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの ※総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。			
22	官公需適格組合証明書の写し	【官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合】 官公需適格組合の算出方法の特例が受けられるのは、官公需適格組合証明書に記載されている業種のみです。	○	—	—

Ⅱ 提出書類

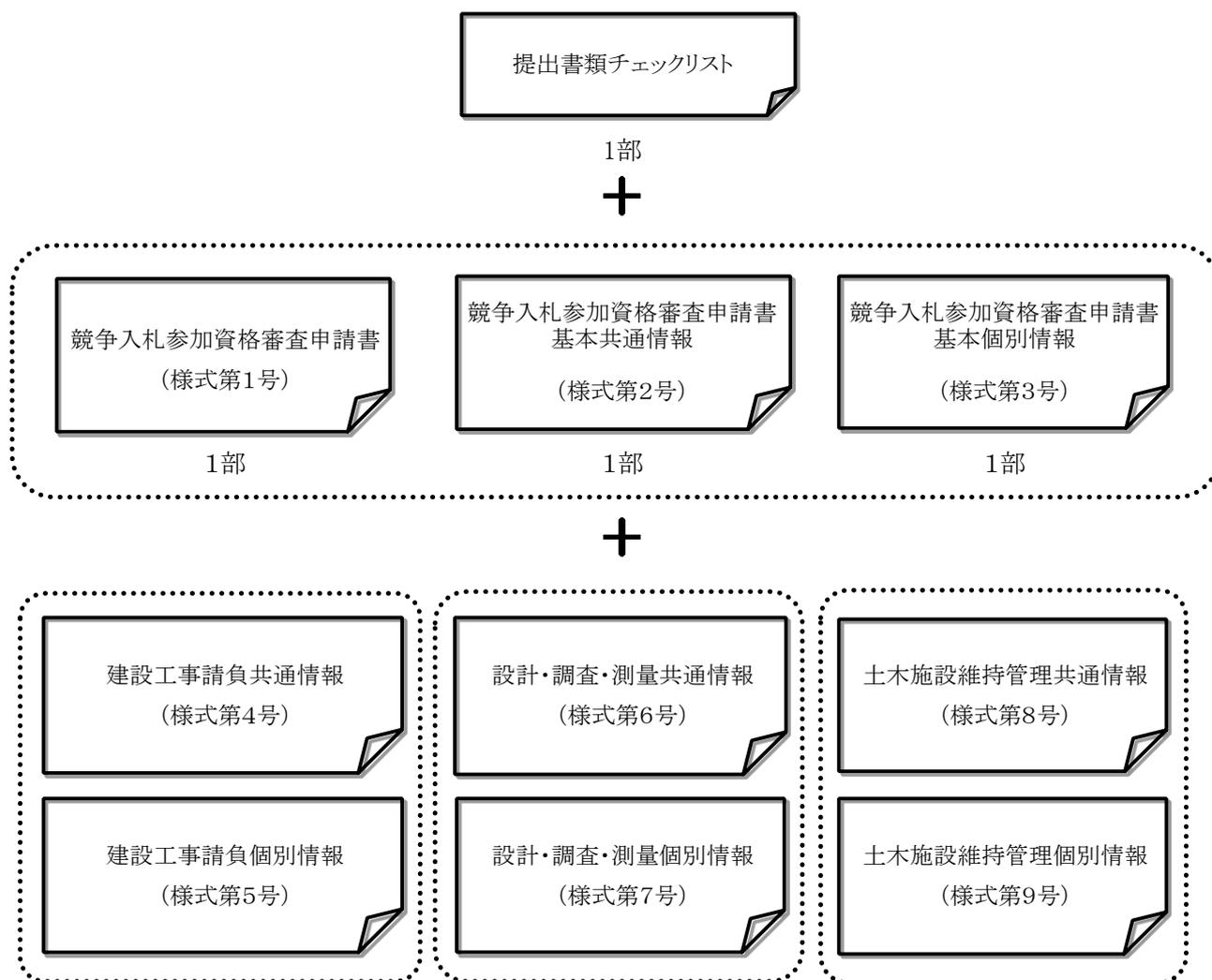
No.	書 類 名	摘 要	建設 工事	設計 調査 測量	土木施 設維持 管理
23	官公需適格組合資格審査数値計算表 《様式13号》	<p>【官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成する際は、当該組合のほか、5以内の組合員の経営事項審査結果通知書から必要な事項を記入してください。 ・「自己資本額」欄、「利益額」欄のそれぞれ「特例適用後数値」欄については、合計した数値を記入してください。 ・「経営状況評点」欄、「社会性等評点」欄のそれぞれの「特例適用後数値」欄については、小数点第1位を四捨五入した平均値を記入してください。 ・「建設工事の種類別年間平均完成工事高」欄と「建設工事の種類別年間平均元請完成工事高」欄については、合計した数値を記入してください。 ・「建設工事の種類別技術者数」欄の「数値特例」欄については、記入した技術者の合計した数値を記入してください。 	○	—	—
24	障害者雇用に係る書類 (①、②のどちらかを提出) ①障害者雇用状況報告書の写し ②障害者雇用の状況 《様式第14号》	<ul style="list-style-type: none"> ①「障害者雇用状況報告書」の提出義務のある者 (従業員の総数が40名以上) 公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書(令和6年6月1日現在のもので、行政庁の收受印が押されているもの)の写しを提出してください。 ※電子申請の場合は、申請後の到達確認メールを印刷したものを合わせて提出してください。 ②「障害者雇用状況報告書」の提出義務がない者 (従業員の総数が40名未満) 障害者雇用の状況 《様式第14号》(申請日時点)を提出してください。 	○	○	○
25	ISO認証取得登録証の写し (ISO9001/14001)	<p>【登録がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)日本適合性認定協会(JAB)(又はJABと相互承認している認定機関)に認定された認証機関が認証した登録証 ・申請日現在有効なもの ・登録範囲が申請業務について取得している場合に限りです。 <p>※ISOの認証が「製造」等で申請業務以外の場合は対象になりません。 ※登録証で登録範囲が確認できない場合は付属書の写しも提出してください。 ※外国語で記載されている場合は訳文を添付してください。</p>	○	○	○
26	建設業許可通知書の写し又は許可証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 ・許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 <p>※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。</p>	○	—	—

Ⅱ 提出書類

No.	書 類 名	摘 要	建設 工事	設計 調査 測量	土木施 設維持 管理
27	建設業許可に係る申請書類の写し ①建設業許可申請書(様式第1号) ②営業所一覧表(別紙二) ③建設業法施行令第3条に規定する 使用人の一覧表(様式第11号)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加) ・①は、許可行政庁の収受印が押されているものに限り、受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 ・主たる営業所で申請する場合、③は不要です。 <p>※更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の収受印が押されているもの)の写しを提出してください。</p> <p>※建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は、建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の収受印が押されているもの)の写しも提出してください。</p>	○	—	—
28	資格情報を証明する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・「電気工事業」「管工事業」「電気通信工事業」「消防施設工事業」の一部の受注希望工事を申請する場合、提出してください。 ・「管工事業」の浄化槽工事は申請する事業所で届出が必要です。変更がある場合は変更届の写しの提出も必要です。 <p>※申請の手引き2～3ページ参照</p>	○	—	—
29	監理技術者の状況 《様式第15号》	<p>【監理技術者が1名以上いる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者資格者証の写し ・2名以上いる場合であっても、1名分のみとしてください。 <p>※有効期限内のもので、資格者証に記載されている所属建設業者名が申請事業者と一致しているものに限り、提出してください。</p>	○	—	—
30	建設業労働災害防止協会加入証明書 (写し可)	<p>【加入している場合】</p> <p>建設業労働災害防止協会の都道府県支部が発行したもので、申請日前3か月以内のもの</p>	○	—	—
31	登録状況を証明する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・登録されているものがある場合は、提出してください。 ・測量業務及び建築関連コンサルタント業務(建築意匠)を申請する場合は、申請する事業所が登録されていることがわかるもの(申請する事業所の名称及び所在地が記載されているもの)を提出してください。変更がある場合は、変更届の提出も必要です。 <p>※申請の手引き4～5ページ参照</p>	—	○	—
32	工事経歴書 《様式第16号》	申請工事業種ごとに必ず1枚で提出	○	—	—
33	業務経歴書 《様式第17号》	申請業務ごとに必ず1枚で提出	—	○	○

Ⅱ 提出書類

2 申請書の作成について



申請する業務の様式を提出 (各1部)

※ 申請する業種ごとにファイルに綴じて提出してください。

1) 競争入札参加資格審査申請書 《様式第1号》

- (1) 日付は、申請する日付を記入してください。
- (2) 「申請事業所の所在地」「事業所名」欄について
 - ア 本店で申請する場合は、本店の所在地を記入し、事業所名は「本店」と記入してください。
※本社ではなく「本店」で統一しています。
ただし、本店内で代理人を選任する場合は、「〇〇部」等と記入してください。
 - イ 支店や営業所で申請する場合は、当該支店等の所在地を記入し、事業所名は〇〇支店、〇〇営業所等と記入してください。
※建設工事を支店等で申請する場合は、原則、建設業許可上の名称と一致させてください。

※この情報は、《様式第2号》の「申請事業所情報」と同じになります。

Ⅱ 提出書類

2) 競争入札参加資格審査申請書(基本共通情報) 《様式第2号》

(1) 日付は、申請する日付を記入してください。

(2) 「商号等(本店情報)」欄について

ア 「法人又は個人の区分」欄は、該当する項目にチェックを付けてください。

イ 「商号又は名称(カナ)」欄及び「フリガナ」欄は、すべて大文字の"カタカナ"で記入してください。

【例】 誤

シ	ョ	ウ	ワ
---	---	---	---

 → 正

シ	ヨ	ウ	ワ
---	---	---	---

なお、**法人の種類を表す名称(例:「カブシキガイシャ」等)は省略**してください。

ウ 「商号又は名称」欄の、法人の種類を表す文字については、省略せずに記入してください。

(株) →

株	式	会	社
---	---	---	---

(有) →

有	限	会	社
---	---	---	---

(資) →

合	資	会	社
---	---	---	---

(名) →

合	名	会	社
---	---	---	---

(合) →

合	同	組	合
---	---	---	---

(同) →

協	同	組	合
---	---	---	---

(業) →

協	業	組	合
---	---	---	---

(企) →

企	業	組	合
---	---	---	---

 など

エ 「代表者役職名」欄には、法人の場合は履歴(現在)事項全部証明書どおりの役職名を記入し、個人事業者の場合は「代表者」と記入してください。

オ 「フリガナ」、「代表者氏名」欄については、苗字と名前の間は**1文字あけて記入**してください。

カ **登記上の所在地と本店の所在地が異なる**場合は、次のとおり記入してください。

○建設工事… 登記上の所在地と、建設業法上の主たる営業所(本店)の所在地が異なる場合は、建設業法上の主たる営業所(本店)の所在地を記入してください。

○建設工事以外… 登記上の所在地と、本店の所在地が異なる場合は、本店の所在地を記入してください。ただし、法人として「建設工事」も同時に申請している場合は、前述の「建設工事」に従って記入してください。

※主たる営業所の所在地を記入した場合は、《様式第3号》の備考欄に、登記上の所在地を記入してください。

キ 「字・番地等」欄の所在地の「丁目」、「番」、「号」、「番地」については、**“(ハイフン)”を用いて記入**してください。「大字」「字」は省略してください。

【例】

中	爪	1	6	8	1	-	2
---	---	---	---	---	---	---	---

 ← 中爪1681番地2

(3) 「申請事業所情報」欄について

ア 「申請事業所情報」欄については、事業所等(例:支店)へ業務を委任する場合は、その事業所等の情報を記入し、主たる営業所(本店等)で申請する場合は、主たる営業所の情報を記入してください。

Ⅱ 提出書類

イ「事業所名」欄については、次のとおり記入してください。

- ・本店、本社で申請する場合 … ”本店”
- ・代理人（支店・営業所等）の場合 … ”〇〇支店” ”〇〇営業所”等
※建設工事を支店等で申請する場合、原則、建設業許可上の名称と一致させてください。
- ・本店内で代理人を選任する場合 … ”〇〇部(課)”等
※契約権限が代表取締役ではなく、本店内の取締役や〇〇部長などに委任する場合

ウ「申請事業所情報」が「商号等（本店情報）」の内容と同じ場合（本店で申請する場合）、「事業所名」に”本店”と記入し、「字・番地等」欄に”同上”と記入していただければ、その他の欄への記入は省略しても結構です。その場合は、「商号等（本店情報）」の内容で登録されますのでご了承ください。

エ「字・番地等」欄の、所在地の「丁目」、「番」、「号」、「番地」については、**“-(ハイフン)”**を用いて記入してください。**「大字」「字」は省略してください。**

【例】

中	爪	1	6	8	1	-	2
---	---	---	---	---	---	---	---

 ← 中爪1681番地2

オ「申請事業所の代表者役職名」欄については、事業所等（例：支店）へ業務を委任する場合は、その役職名を記入し、本店で業務を行う場合は、前述（2）のエに従って記入してください。

カ「フリガナ」、「代表者氏名」欄については、苗字と名前の間は**1文字あけて記入**してください。

(4)「個人の場合のみ」欄について

個人事業者に限り、破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない場合は、“無し”にチェックを付けてください。（“有り”の場合は申請を受付できません。）

なお、法人が申請する場合は、“無し”にチェックを付けてください。

(5)「申請事務担当者」欄について

ア この申請の内容に係る質問等に応答できる方の氏名等を記入してください。

行政書士が代理申請する場合でも、「所属事業所・部課係名」「担当者氏名」「電話番号」「ファクシミリ番号」「電子メールアドレス」については、申請する事業者のものを記入してください。

イ 行政書士が申請代理人である場合は、「行政書士氏名」「郵便番号」「住所」「電話番号」「ファクシミリ番号」欄にそれぞれ記入し、「行政書士押印」欄に押印してください。

(6)「障害者雇用状況」欄について

ア 申請日現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用状況報告書」の提出義務のある事業者は、「法定雇用義務の有無」欄の“有り”にチェックをし、所轄の公共職業安定所に提出した直近の報告書の障害者の実雇員人数及び達成状況（“未達成”、“達成”の該当する項目にチェックを付けてください。）を記入してください。

イ 「障害者雇用状況報告書」の提出義務のない事業者は、「法定雇用義務の有無」欄の“無し”にチェックをし、障害者雇員人数（雇用していない場合は“0”）を記入してください。なお、「法定雇用率達成状況」欄は、《様式第14号》に該当する障害者を雇用している場合は“達成”に、雇用していない場合は“未達成”にチェックを付けてください。

Ⅱ 提出書類

- (7) 「ISO9000／14000シリーズ」欄について
- ア 認証の範囲は、申請業務について取得している場合に対象とします。
 - イ 申請日現在で有効である場合のみ、その情報を記入してください。
 - ウ 「登録・更新年月日」欄は、認証を更新しているときは更新日を記入してください。
- (8) 「実績・職員数情報」欄について
- ア 『建設工事』のみ申請する場合
申請日現在有効な経営事項審査の審査基準日（有効な審査基準日が複数ある場合は、審査基準日が直近のもの）の金額及び年数を記入してください。
 - イ 『設計・調査・測量』／『土木施設維持管理』を申請する場合
「資本金」欄及び「自己資本額」欄については、直近の決算（決算手続きが完了したもの）の金額を記入してください。また、「営業年数」欄は、直近の決算日（決算手続きが完了したもの）において、申請業務のうち、営業年数の長いもの（ただし、休業等の期間を除く）を記入してください。
 - ウ 『建設工事』を含む複数の業務を申請する場合
「資本金」欄及び「自己資本額」欄については、直近の決算（決算手続きが完了したもの）の金額を記入してください。また、「営業年数」欄は、前述(8)アとイを比べて営業年数の長いもの（ただし、休業等の期間を除く）を記入してください。
 - エ 「従業員数」欄は、会社全体の従業員の人数を記入してください。（非常勤、パート、アルバイト等は除きます。）

3) 競争入札参加資格審査申請書(基本個別情報) << 様式第3号 >>

- (1) 「本店情報」欄及び「申請事業所情報」欄について
「本店情報」欄及び「申請事業所情報」欄の”地区コード”は次の表から該当するものを選んで記入してください。

区分	コード	摘要	説明
本店情報	地区コード	01	組合管内 衛生組合管内に本店がある場合
		02	県内 埼玉県内に本店がある場合
		03	県外 埼玉県外に本店がある場合
申請事業所情報	地区コード	04	組合管内 衛生組合管内に申請事業所がある場合
		05	県内 埼玉県内に申請事業所がある場合
		06	県外 埼玉県外に申請事業所がある場合

※ 衛生組合管内…小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町、東秩父村

- (2) 「納付状況」欄について
- ア 申請日現在での納付状況について、該当する番号にチェックを付けてください。
なお、全ての税目において免税事業者となっている場合は、“3 課税対象外”にチェックを付けてください。
 - イ 対象税目は以下のとおりとなります。
 - ・法人税（または所得税）及び消費税・地方消費税
 - ・法人町村民税（または個人町村民税）

Ⅱ 提出書類

- (3) 「主要取引金融機関」欄について
主に取引のある金融機関名及び支店等名を記入してください。
- (4) 「備考」欄について
- ア 法人の場合
履歴（現在）事項全部証明書に記載されている本店所在地と、主たる営業所の所在地が異なる場合のみ、履歴（現在）事項全部証明書に記載されている所在地を記入してください。
- イ 個人事業者の場合
住民登録上の住所と、主たる営業所の所在地が異なる場合のみ、住民登録上の住所を記入してください。
- ※所在地は都道府県名から記入してください。

4) 建設工事請負共通情報 <様式第4号>

- (1) 「許可番号」欄について
申請日現在有効な建設業許可番号を記入してください。
- (2) 「監理技術者数」欄について
申請日現在、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、一般財団法人建設業技術者センターから**“監理技術者資格者証”の交付を受けた方の人数（監理技術者証の有効期限内であること）**を記入し、**監理技術者の状況 <様式第15号>**を提出してください。
講習修了証の写しは提出不要です。
- ※ 人数は、法人全体の人数を記入してください。申請事業所の人数ではありません。
※ 様式第15号に貼付する監理技術者証は、有効期間内かつ記載されている所属建設業者名が申請事業者名と一致しているものに限ります。
- (3) 「建設業労働災害防止協会加入の有無」欄について
申請日現在で加入している場合に対象となります。加入している場合は、“**1 有り**”に、加入していない場合は、“**0 無し**”に**チェック**をし、**加入している場合は、建設業労働災害防止協会加入証明書（写し可）を提出**してください。
- (4) 「審査基準日」欄について
今回申請する際に提出する経営事項審査の総合評定値通知書の審査基準日を記入してください。**経営事項審査の総合評定値通知書の有効期限については、申請の手引き7ページをご確認ください。**また、申請日現在有効な経営事項審査の通知書が**複数ある場合は、直近の審査基準日の通知書**を採用します。

※ 重要

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評定値通知書が提出できない場合は、申請できません。

Ⅱ 提出書類

5) 建設工事請負個別情報 《様式第5号》

(1) 「コード」「業種名」欄について

申請の手引きの《別表1》『建設工事』業種コードの「業種」欄を参考に、今回受注希望する業種大コード・業種名（5業種以内）を記入してください。

※ 重要

- ・ 建設業許可を受けていない業種は申請できません。
- ・ 経営事項審査を受審していない業種は申請できません。
- ・ 申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して、有効期間内に最大5業種までです。
- ・ 5業種以内であっても、他の事業所で申請した業種は、重ねて申請できません。
- ・ 一度申請した業種を変更することは原則できません。

(2) 「コード」「工事名」欄について

《別表1》『建設工事』業種コードの「受注希望工事分類」欄を参考に、今回受注希望する業種小コード・工事分類名を記入してください。

(3) 「実績高割合」欄について

ア 経営事項審査で受審した業種の完成工事高を、「工事分類名」欄に記載した各工事に割合を振り分けてください。

イ 上記アで振り分けた割合を、希望する工事分類に記入し、**希望する工事分類に該当しない工事の売上げについては、「希望しない工事」欄にその割合を記入**してください。

※ 工事分類ベースで詳細な実績が分からない場合は、実績を概算により按分して、合計が”100%”となるように記入してください。

ウ 申請する業種ごとの実績高割合の合計は、各業種で”100%”になります。なお、工事分類名の工事の実績高割合が”0%”であっても申請は可能です。

エ 工事の種類を特定できない場合には、工事内容により、主な工事に計上するか、又は工事高を按分してそれぞれの工事に計上してください。

オ 経営事項審査で売上実績がない業種を申請する場合、希望する各工事の実績高割合は”0%”と記入してください。「希望しない工事」、「割合合計」も”0%”と記入してください。

(4) 「資格情報」欄について

次の表に掲げる工事の受注を希望するときは、次表の例のとおり資格情報及び登録機関名を記入してください。なお、資格取得者が複数いる場合は、1人分（主な方）の情報を記入し、その**資格情報（届出書等）の写しを提出**してください。

※ 重要

資格情報等の記入及び書類の提出がない場合、申請できません。

Ⅱ 提出書類

業種名	工事分類名	「資格情報」欄の記入内容	記入例
電気工事業	総合電気設備工事	電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく電気工事業開始届等の「届出受理通知書」の届出番号又は「通知受理通知書」の通知番号	埼玉県知事00000 関東東北み00000
	発電変電設備工事		
	電気設備工事		
	信号設備工事		
管工事業	浄化槽工事	埼玉県知事に提出した「特例浄化槽工事業者届出書」の届出番号	埼玉県知事11111
電気通信工事業	有線電気通信工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(アナログ第1種、AI第1種、第一級アナログ通信、アナログ第2種、AI第2種、総合種又はAI・DD総合種、総合通信)」の資格者証番号	AU00A54321
	データ通信設備工事	電気通信事業法に基づく「工事担任者資格者証(デジタル第1種、DD第1種、第一級デジタル通信、デジタル第2種、DD第2種、総合種又はAI・DD総合種、総合通信)」の資格者証番号	
消防施設工事業	水消火設備工事	消防法に基づく甲種第1類消防設備士の免状の交付番号	埼玉県知事22222
	泡消火設備工事	消防法に基づく甲種第2類消防設備士の免状の交付番号	
	不燃性ガス消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の交付番号	
	粉末消火設備工事	消防法に基づく甲種第3類消防設備士の免状の交付番号	
	火災報知設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の交付番号	
	避難設備工事	消防法に基づく甲種第5類消防設備士の免状の交付番号	
	排煙設備工事	消防法に基づく甲種第4類消防設備士の免状の交付番号	

Ⅱ 提出書類

6) 設計・調査・測量共通情報 < 様式第6号 >

(1) 「1 登録情報」欄について

- ア 登録情報については、**会社としての情報を記入**してください。
- イ 「登録状況」欄については、申請日現在、申請が行える業務として登録しているときは”有り”を、登録していないときは”無し”を”○”で囲んでください。”有り”を”○”で囲んだ部門について、次の表の記入例に従い「登録番号」欄及び「登録機関名」欄を左詰めで記入し、登録状況を証明する書類を提出してください。(土地家屋調査士については、登録状況の記入は不要ですが、登録状況を証明する書類の提出は必要です。)

※ 注意

測量業者登録及び建築士事務所登録については、申請する事業所名を登録番号の後ろに()かっこ書きで記入してください。ただし、申請する事業所で測量業者登録及び建築士事務所登録がない場合は、会社として登録がある事業所名を登録番号の後ろに()かっこ書きで記入してください。

【例】

申請事業所 ○○○○○(株) 小川支店
登録業務 測量業者登録(小川支店として登録がある)
建築士事務所登録(小川支店として登録はないが、本店として登録がある)

- ・ 測量業者登録の記入例

第	1	2	3	5	5	号	(小	川	支	店)
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ・ 建築士事務所登録の記入例

第	1	2	3	4	5	号	(本	店)
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ※ 登録番号は、次の例に準じて記入してください。

- ・ 測量業者登録 → 第×××××号(本店又は○○支店等)
- ・ 建築士事務所登録 → 第×××××号(本店又は○○支店等)
- ・ 地質調査登録 → 質○○第×××号
- ・ 補償コンサルタント登録 → 補○○第×××号
- ・ 建設コンサルタント登録 → 建○○第×××号
- ・ 不動産鑑定業者登録 → 第×××××号
- ・ 計量証明事業登録 → 濃第×××号、音第○○○号など
- ・ 土地家屋調査士登録 → 記入不要(登録情報を証明する書類の提出は必要)

- ※ 登録機関名は、次の例に準じて記入してください。

【例】「国土交通省関東地方整備局」、「埼玉県知事」

- ※ 失効している情報は記入しないでください。

計量証明事業登録以外の有効期限は **5年** です。

Ⅱ 提出書類

ウ 「登録・更新年月日」欄は、西暦で記入してください。なお、計量証明事業者登録などで複数登録がある場合は、最も古い日付を記入してください。

(2) 「2 職員数」欄について

審査基準日（直近の決算日で、決算手続きが完了しているもの）**現在の会社全体の情報**を右詰めで記入してください。

ア 「設計・調査・測量に係る常勤役員・使用人」欄について

- ① 「技術職員」欄には、『設計・調査・測量』業務に係る技術職員の人数（**実人数**）を記入してください。なお、『設計・調査・測量』以外の業務（例：『建設工事』等）で申請している場合、他業務に計上した人数は含めないでください。
- ② 「その他」欄には、『設計・調査・測量』業務に係る技術職員以外（不動産鑑定士、補償業務管理士等及び経理従事者など）の人数（**実人数**）を記入してください。非常勤役員は役員の数に含めないでください。なお、『設計・調査・測量』以外の業務（例：『建設工事』等）で申請している場合、他業務に計上した人数は含めないでください。

イ 「設計・調査・測量以外の業務に係る常勤役員・使用人」欄には、『設計・調査・測量』以外の業務（例：『建設工事』等）の申請がある場合や、『設計・調査・測量』業務に関連のない事業（例：「販売」等）がある場合は、その合計人数（**実人数**）を記入してください。

ウ 「年間平均業務実績高」欄には、『設計・調査・測量』業務に係る消費税抜きの実績高について、2年間（24か月）の平均を千円未満の端数を切り捨てて、右詰めで記入してください。

(3) 「3 技術職員等（設計・調査・測量業務に係る常勤役員・使用人）」欄について

審査基準日現在の会社全体の技術職員の資格情報を記入してください。（前述(2)アで計上した人数の内訳となります。）ただし、人数については、1人で複数の資格を持っている場合は、持っている資格全てを計上してください。（例：ある職員が技術士の「道路」と「測量士」の2つの資格を持っている場合、それぞれの項目に「1」人を計上をすることになります。よって、資格区分ごとに、**延人数**を記入することになります。また、合計職員数も**延人数**です。）

※ 重要

- ・ **法人が申請する場合は、会社全体の人数を記入**してください。（1法人で複数の事業所で申請する場合は、すべての申請事業所のこの欄の数値は同じになります。）
- ・ **1人の方が、同じ資格で等級の違う資格を取得している場合は、等級の上位の資格を記入**してください。

Ⅱ 提出書類

7) 設計・調査・測量個別情報 < 様式第7号 >

※ 重要

- ・ **測量業務**、建築関連コンサルタント業務のうち**建築意匠**を申請する場合は、**申請事業所として登録されていない**と申請できません。
- ・ 他の事業所が申請した業務を重ねて申請することはできません。
- ・ **一度申請した業務を変更することはできません。**

(1) 「1 申請情報」欄について

- ア 申請する業務によって、資格の登録が必要なものがあります。申請の手引きで確認してください。
- イ 「資格審査申請の有無」欄は、今回申請を希望する業務について”有り”に、申請しない業務は”無し”にチェックを付けてください。
- ウ 「その他」の業務を申請希望する場合は、どのような業務を希望するのか、具体的に内容を記入してください。なお、**不動産鑑定業務は「不動産鑑定」、補償説明業務は「補償説明」、計量証明業務は「計量証明」、土地家屋調査士業務は「登記業務」と記入**してください。

※ 「8000 資料整備」を申請する場合、「内容」欄に**「資料整備」**と記入してください。

(2) 「2 関連（系列）業者情報」欄について

次に掲げる項目に該当する場合であり、その関連（系列）業者が、建設産業関連の業務（建設業務、建設関係設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務）を行っているときに、その会社について4社まで記入してください。

- ア 他社の発行済株式総数の100分の50以上を有しているとき
- イ 他社の出資総額の100分の50以上を有しているとき
- ウ 他社の代表権を有している役員がいるとき
- エ 特別な提携関係のある他社があるとき

(3) 「3 希望業務」欄について

ア 「実績割合」欄については、審査基準日（直近の決算で、決算手続きが完了しているもの）からさかのぼって**2年間（24か月）**の実績を記入してください。業務分類ベースで詳細な実績がわからない場合は、実績を概算により按分して、合計が100%となるように記入してください。（『設計・調査・測量』業種としての売上実績がない場合は、合計が”0%”となります。）**希望しない業務でも実績がある場合は、割合を記入してください。また、希望している業務でも実績がない場合は”0%”と記入してください。**

イ 「希望」欄には、**申請を希望する業務に”○”**を記入してください。
（ <<別表2>>『設計・調査・測量』業務コードを参照）

ウ 「小川地区衛生組合管内営業所の業務実績高の割合」欄には、審査基準日からさかのぼって2年間（24か月）の「設計・調査・測量業務に係る年間平均業務実績高」に占める「小川地区衛生組合管内営業所（本店含む）の年間平均業務実績高」の割合を記入してください。

Ⅱ 提出書類

8) 土木施設維持管理共通情報 < 様式第8号 >

(1) 「職員数表」欄について

審査基準日(直近の決算日で、決算手続きが完了したもの)現在の会社全体の情報を記入してください。

ア 「土木施設維持管理業務に係る常勤役員・使用人」欄について

- ① 「技術職員」欄には、『土木施設維持管理』業務に係る技術職員の人数(実人数)を記入してください。なお、『土木施設維持管理』以外の業務(例:『建設工事』等)で申請している場合、そこに計上した人数は含めないでください。
- ② 「その他」欄には、『土木施設維持管理』業務に係る技術職員以外(技術者以外の常勤役員、経理従事者など)の人数(実人数)を記入してください。非常勤役員は役員の人数に含めないでください。なお、『土木施設維持管理』以外の業務(例:『建設工事』等)で申請している場合、そこに計上した人数は含めないでください。

イ 「年間平均業務実績高」欄について

審査基準日(直近の決算日で、決算手続きが完了したもの)現在の会社全体の『土木施設維持管理』業務に係る消費税抜きの実績高について、**2年間(24か月)の平均を千円未満の端数を切り捨てて**、記入してください。

9) 土木施設維持管理個別情報 < 様式第9号 >

「申請情報」欄については、「道路」、「河川」、「苑地」及び「下水道」について、今回申請を希望する業務は”申請する”に、申請しない業務は”申請しない”にチェックを付けてください。

Ⅱ 提出書類

3 添付書類について

(1) 提出部数について

提出書類（チェックリスト・申請書類・添付書類）については、**各1部** 提出してください。

(2) 添付書類の説明について

① 「10 委任状」《様式第10号》について

ア 代理人を置く場合（契約締結権限を持つ本店の代表者に代わって、支店長や営業所長又は本店内の役員・部長等の代理人に契約権限を委任して申請する場合）のみが対象となります。

イ 建設工事を従たる営業所で申請する場合、代理人は建設業法施行令第3条に規定する使用人としてください。

② 「11 履歴事項全部証明書 又は 現在事項全部証明書」〈写し可〉について

ア 法人事業者の方のみが対象となります。

イ 申請日前3か月以内に発行されたものに限りです。

③ 「13 法人番号の確認資料」について

ア 法人事業者の方のみが対象となります。

イ 「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したものを提出してください。

ウ 1法人に1つの法人番号のため、本店・支店・営業所等ともに同じ法人番号を使用してください。

④ 「14 法人税 並びに 消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）」〈写し可〉について

ア 法人事業者の方が対象となります。

イ 税務署が発行する申請日前3か月以内の納税証明書（様式「その3の3」）を提出してください。

ウ 免税事業者の場合であっても、**未納の税額がないことの証明書を必ず提出**してください。

エ 新型コロナウイルス感染症等の影響による換価・納税の猶予制度を受けていて、納税証明書が発行されない場合は、申請の手引き9ページに掲載している書類を提出してください。

オ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書については、申告先の税務署へお問い合わせください。

⑤ 「15 法人町村民税 又は 個人町村民税の納税証明書」〈写し可〉について

ア 法人の場合

- ・ 衛生組合管内に事業所（本店、支店、営業所等）がある法人事業者が対象です。
- ・ 対象税目：法人町村民税
- ・ 衛生組合管内町村が申請日前3か月以内に発行した、直近の法人町村民税の納税証明書を提出してください。
- ・ 衛生組合管内に事業所を開設してから決算を経っていない場合は、「所在証明書」等を提出してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響による納税の猶予制度を受けていて、納税証明書が発行されない場合は、申請の手引き9ページに掲載している書類を提出してください。

Ⅱ 提出書類

イ 個人の場合

- ・ 衛生組合管内に事業所がある個人事業者が対象です。
- ・ 対象税目：個人町村民税
- ・ 申請日前3か月以内に衛生組合管内町村から交付された「現在において滞納額がないことの証明」を提出してください。
- ・ 滞納の税額がない旨の納税証明書を発行しない町村の場合、直近の個人町村民税の納税証明書または非課税証明書を提出してください。
- ・ 衛生組合管内に事業所を開設してから決算を経ていない場合は、「所在証明書」等を提出してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響により納税の猶予制度を受けていて、納税証明書が発行されない場合は、申請の手引き9ページに掲載している書類を提出してください。

⑥ 「16 身分証明書」〈写し可〉について

- ア 個人事業者の方のみが対象です。
- イ 本籍地の市区町村が発行したもので、申請日前3か月以内のものを提出してください。
- ウ 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明する書類です。
- エ この証明書は、地方自治法施行令第167条の4第1項を受けて提出していただくもので、次の「17 登記されていないことの証明書」と両方揃って初めて証明されるものです。

⑦ 「17 登記されていないことの証明書」〈写し可〉について

- ア 個人事業者の方のみが対象です。
- イ 申請日前3か月以内のものを提出してください。
- ウ 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことを証明する書類です。
- エ 詳しくは、東京法務局のホームページで確認してください。
https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

⑧ 「18 申告所得税及復興特別所得税及び消費税及地方消費税の納税証明書(その3の2)」〈写し可〉について

- ア 申請希望する個人事業者が対象です。
- イ 税務署が発行する申請日前3か月以内の納税証明書(様式「その3の2」)を提出してください。
- ウ 免税事業者の場合であっても、**未納の税額がないことの証明書を必ず提出**してください。
- エ 新型コロナウイルス感染症等の影響により換価・納税の猶予制度を受けていて、納税証明書が発行されない場合は、申請の手引き9ページに掲載している書類を提出してください。
- オ 申告所得税及復興特別所得税及び消費税及地方消費税の納税証明書については、申告先の税務署へお問い合わせください。

Ⅱ 提出書類

⑨ 「19 組員名簿」《様式第11号》及び「20 役員名簿」《様式第12号》について

ア 事業協同組合、協業組合、企業組合等、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律及び同法施行令に規定する組合のみ提出してください。

イ 申請日現在の名簿を提出してください。

ウ 役員氏名・組員名、その代表者氏名・営業所所在地を記入してください。

⑩ 「22 官公需適格組合証明書の写し」及び「23 官公需適格組合資格審査数値計算表」《様式第13号》について

中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合のうち、建設業法第3条の規定による建設業許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明を受けた方で、官公需適格組合の算出方法の特例を希望する方は提出してください。

⑪ 「24 (1)障害者雇用状況報告書の写し」又は「(2)障害者雇用の状況」《様式第14号》について

ア 県内・県外業者に関わらず提出してください。

イ 申請日現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用状況報告書」の提出義務のある事業者については、所轄の公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」（令和6年6月1日現在のもので、行政庁の收受印の押されているもの）の写しを提出してください。

ウ 電子申請の場合は、申請後の到達確認メールを印刷したものを合わせて提出してください。

エ 上記イの提出義務はなくても、申請日現在、実際に障害者を雇用している事業者については、「障害者雇用の状況」《様式第14号》を提出してください。

⑫ 「25 ISO認証取得登録証の写し」について

ア 県内・県外業者に関わらず、認証取得している場合は提出してください。

なお、下記イからオに該当するISOの認証を取得している場合のみ提出してください。

イ 申請日現在有効なものを提出してください。

ウ 登録範囲が申請業務について取得している場合に限りです。

エ 対象規格

- ・ ISO9000シリーズ…ISO9001を対象とします。
- ・ ISO14000シリーズ…ISO14001を対象とします。

オ 審査登録機関の取扱い

(公財)日本適合性認定協会(JAB)(又はJABと相互承認している認定機関)に認定された認証機関が認証した登録証とします。

参考 (公財)日本適合性認定協会(JAB) <https://www.jab.or.jp/>

※ 登録証で登録範囲が確認できない場合は、付属書の写しも提出してください。

※ 外国語で記載されている場合は、訳文を添付してください。

Ⅲ 申請後の注意事項

1 変更届について

申請後、令和9年3月31日までの資格有効期間内に、次に掲げる事項に変更があった場合には、速やかに以下の必要な添付書類を添えて「競争入札参加資格者変更届」《様式第18号》を提出してください。(郵送可)

No.		変更事項	建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理	添付書類 (変更後のもの)	摘 要
1	法人	商号又は名称	○	○	○	履歴事項全部証明書(写し可)	申請日前3か月以内のもの
			○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
2	個人	商号又は名称	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
			○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
				○		登録行政庁に提出した変更届の写し	設計調査測量の登録がある場合※1
3	法人	本店(主たる営業所) の所在地	○	○	○	履歴事項全部証明書(写し可)	申請日前3か月以内のもの
			○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
			○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
				○		登録行政庁に提出した変更届の写し	設計調査測量の登録がある場合※1
4	個人	本店(主たる営業所) の所在地	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
			○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
				○		登録行政庁に提出した変更届の写し	設計調査測量の登録がある場合※1
				△	○	「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書(その3の2)(写し可)	申請日前3か月以内のもの 設計調査測量の場合は資格がない場合
5		本店(主たる営業所) の電話番号、FAX番号、 メールアドレス				なし	
6	法人	代表者	○	○	○	履歴事項全部証明書(写し可)	申請日前3か月以内のもの
			○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
			○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
7	法人	代表者の役職名又は 氏名(改姓、改名等)	○	○	○	履歴事項全部証明書(写し可)	申請日前3か月以内のもの
			○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
			○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
8	個人	事業主の氏名(改姓、 改名等)	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
			○	○	○	戸籍個人事項証明書(戸籍抄本) (写し可)	申請日前3か月以内のもの
			△			又は 建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
				△		又は 登録行政庁に提出した変更届の写し	設計調査測量の登録がある場合※1
9		代理人	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
			○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの

Ⅲ 申請後の注意事項

No.	変更事項	建設 工事	設計 調査 測量	土木 施設 維持 管理	添付書類 (変更後のもの)	摘 要
10	代理人の役職名	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
11	代理人の氏名(改姓、改名等)	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
		○	○	○	戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)(写し可)	申請日前3か月以内のもの
12	代理人を置く営業所の名称	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
		○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
			○		登録行政庁に提出した変更届の写し	設計調査測量の登録がある場合※1
13	代理人を置く営業所の所在地	○	○	○	委任状	代理人を置いている場合
		○			建設業許可の変更届の写し	行政庁の受理印のあるもの
			○		登録行政庁に提出した変更届の写し	設計調査測量の登録がある場合※1
14	代理人を置く営業所の電話番号、FAX番号、電子メールアドレス				なし	
15	建設業許可番号	○			許可通知書(証明書)の写し	許可換えの場合は必要 更新の場合は不要
16	監理技術者数	○			監理技術者の状況(様式第16号)	0人から増えた場合のみ必要
17	設計調査測量における登録の有無		○		次に該当するものの写し ・新規又は更新の登録通知書(証明書) ・登録の取消、削除の通知書 ・更新されなかった旨を記載した書面	測量業者・建築士事務所の登録については、申請事業所が登録されていることがわかるものも併せて提出
18	資本金額	○	○	○	履歴事項全部証明書(写し可)	申請日前3か月以内のもの

※1 申請事業所で測量業者・建築士事務所の登録がある場合は、申請事業所の変更内容がわかるもの。(変更届を提出する場合は、登録行政庁の受理印があるもの。)

地質調査・補償コンサルタント・建設コンサルタント・不動産鑑定業者・計量証明事業者・土地家屋調査士の登録の場合は申請事業者の変更内容がわかるもの。(変更届を提出する場合は、登録行政庁の受理印があるもの。)

※2 審査の過程で上表以外の添付書類が必要になった場合は、改めて書類提出をお願いすることがあります。

- ◇ 1法人で複数の事業所を登録している場合は、**登録している事業所ごとに変更申請及び添付書類を提出**してください。
- ◇ 変更届は、小川地区衛生組合に複数の業務で申請している場合には、**申請業務ごとに作成**してください。
- ◇ 変更届の「受付番号」欄には、小川地区衛生組合の**受付番号を必ず記入**してください。
- ◇ 令和5・6年度にも申請していた者が、令和7年3月31日までの間に変更等の届出を行う場合には、令和5・6年度分と令和7・8年度分の2通の変更届が必要になります。

Ⅲ 申請後の注意事項

2 参加資格の再審査について

相続、合併、分割又は事業譲渡により、入札参加資格者から当該営業の一切を承継し、競争入札参加資格を承継しようとするときは、再審査の申請をしてください。

会社更生法の規定により、更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、再審査の申請をしてください。

なお、再審査の申請にあたっては、事前に事務局までお問い合わせください。

3 参加資格の抹消について

次の事項に該当するときは、資格を抹消することがありますので注意してください。

- (1) 資格審査申請等の内容に虚偽があったとき
- (2) 記入誤りや記入漏れ、必要書類の添付漏れ等が発見され、その補正の要請に応じないとき
- (3) 変更届を必要とする事項について届出を怠ったとき

問い合わせ 及び提出先	小川地区衛生組合 事務局 総務担当 〒355-0314 埼玉県比企郡小川町大字中爪1681-2 TEL 0493-72-0441 FAX 0493-73-0217
----------------	---

別表1 『建設工事』業種コード

※「受注希望工事分類」欄に●印が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。
 ※「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工事分類名	略 称		
01	土木工事業	土 木	01	土木一式工事	土 一	総合的な企画、指導、調整のもとに道路、河川、水路、その他の土木工作物を建設する工事(02～12の特殊工事は除く) 注) ○盛土工事、堀削工事等は、とび・土工事業の土工事(05-05) ○ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工事業の道路付属物設置工事(05-09) ○上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ○下水道建設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設事業の下水処理設備工事(26-04) ○清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	道路工事、河川工事、治水工事、土地区画整理工事、土地造成工事、樋管工事、公道下等の上下水道管等埋設工事、総合的な企画、指導、調整のもとに行う解体工事
			02	農業土木工事	農 業	総合的な企画、指導、調整のもとに行う農業土木工事	ほ場整備工事、農道工事、農業用水道工事、かんがい用排水施設工事
			03	コンクリート構造物工事	コンクリ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う橋梁上部工(PC橋梁工事等は除く)、橋梁下部工(ニューマチックケーソン工事は除く)、擁壁、その他主体がコンクリート構造物である工事 注) ○コンクリートくい打ち工事は、とび・土工事業のくい工事(05-03)又は場所打ちくい工事(05-04) ○コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、コンクリートブロック据付け工事等は、とび・土工事業のコンクリート工事(05-06) ○コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06-01)又はタイル・れんが・ブロック工事のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	コンクリートラーメン橋工事、コンクリートT桁橋工事、コンクリートホロースラブ橋工事、ボックスカルバート工事(空断面が10㎡以上のもの)、橋台工事、橋脚工事、オープンケーソン工事、擁壁工事(高さが5m以上のもの)、砂防ダム工事(高さが5m～15mのもの)、コンクリート水門工事、沈砂池躯体工事、沈殿池躯体工事、コンクリートプール工事、連続地中壁工法、圧入式ケーソン工法
			04	大口径管工事	大口径	総合的な企画、指導、調整のもとに行う上水道、下水道等の大口径管理設工事(口径が概ね1m以上のもの)	上水道幹線工事、下水道幹線工事
			05	地すべり防止対策工事	地すべり	総合的な企画、指導、調整のもとに行う地すべり防止対策工事	地すべり抑制工事、地すべり抑止工事
			06	管渠推進工事	推 進	総合的な企画、指導、調整のもとに行う管渠推進工事	管渠推進工事
			07	トンネル工事	トンネル	総合的な企画、指導、調整のもとに行うトンネル本体工事	トンネル本体工事
			08	ニューマチックケーソン工事	NMC	総合的な企画、指導、調整のもとに行うニューマチックケーソン工事	ニューマチックケーソン工事
			09	シールド工事	シールド	総合的な企画、指導、調整のもとに行うシールド工事	シールド工事
			10	PC橋梁工事	PC橋	総合的な企画、指導、調整のもとに行うPC橋梁工事等	PC橋梁工事、PCロックシェード橋梁工事
			11	ダム工事	ダ ム	総合的な企画、指導、調整のもとに行うダム本体工事	コンクリートダム工事、フィルダム工事、砂防ダム工事(高さが15m以上のもの)、貯水池ダム工事
			12	森林土木工事	森 林	総合的な企画、指導、調整のもとに行う森林土木工事	治山工事、林道工事
			02	建築工事業	建 築	01	建築一式工事
02	木造工事	木 造				総合的な企画、指導、調整のもとに行う木造建築物工事	木造建築物工事

別表1 『建設工事』業種コード

※「受注希望工事分類」欄に●印が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。
 ※「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工事分類名	略 称		
			03	軽量鉄骨工事	軽 鉄	総合的な企画、指導、調整のもとに行う軽量鉄骨造建築物工事	軽量鉄骨造建築物工事、鉄筋コンクリート造建築物工事(面積が100㎡未満のもの)
			04	プレハブ工事	プレハブ	総合的な企画、指導、調整のもとに行う鉄骨プレハブ造建築物工事	鉄骨プレハブ造建築物工事、軽量鉄骨プレハブ造建築物工事
			05	コンクリートプレハブ工事	コンプレ	総合的な企画、指導、調整のもとに行うコンクリートプレハブ造建築物工事	コンクリートプレハブ造建築物工事、プレキャストコンクリート造建築物工事
03	大工工事業	大 工	01	大工工事	大 工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
04	左官工事業	左 官	01	左官工事	左 官	工作物に壁土、モルタル、漆い、プラスター、繊維等をこて塗り、吹き付け、又は張り付けを行う工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事(建築物)、とぎ出し工事、洗い出し工事
05	とび・土工工事業	と び	01	鉄骨等組立架設工事	組 立	足場の組み立て、鉄骨等の組み立て(加工を除く)を行う工事 注) ○鉄骨の製作、加工から組み立てまでを一貫して行う工事は、鋼構造物工事の鉄骨工事(11-01)、鋼橋梁工事(11-02)、鉄塔工事(11-03)等	とび工事、足場等仮設工事、鉄骨組立工事、橋梁架設工事、バックネット設置工事
			02	ひき工事	ひ き	ひき家等を行う工事	ひき工事
			03	くい工事	く い	既製くい等を打撃、圧入、振動、ジェット、プレボーリング又は中掘工法により打つ工事	くい工事、既製コンクリートくい打ち工事、鋼管くい打ち工事、鋼矢板打ち工事、矢板土囲工事、くい抜き工事
			04	場所打ちくい工事	場所打	アースオーガ、リパース、オールケーシング工法等で、コンクリートくいを築造する工事	場所打ちコンクリートくい工事
			05	土工事	土	土砂等の掘削、盛上げ、締め固め等を行う工事	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、土留め工事、仮締切り工事、捨石工事、しゅんせつ工事(陸上で使用する掘削機で施工できる程度)
			06	コンクリート工事	コンクリ	コンクリートブロックを据え付け、又はコンクリートにより工作物を築造する工事 注) ○土木工作物を総合的に建設するコンクリート工事は、土木工事業のコンクリート構造物工事(01-03)、PC橋梁工事(01-10)等 ○コンクリート積み(張り)工事は、石工事業の石工事(06-01)又はタイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事、コンクリートブロック据付け工事、はつり工事
			07	地盤改良工事	地 盤	薬液注入等により地盤を改良する工事	地盤改良工事、薬液注入工事、ウエルポイント工事、ボーリンググラウト工事、地すべり防止工事
			08	吹付け工事	吹 付	法面処理等のためにモルタル又は種子を吹き付ける工事 注) ○建築物に対するモルタル等の吹き付けは、左官工事業の左官工事(04-01)又は防水工事業の防水工事(18-01)	モルタル吹付工事、種子吹付工事、トンネル防水工事
			09	道路付属物設置工事	道付属	ガードレール、標識等を組み立て、設置する工事	ガードレール設置工事、道路標識工事、防音壁工事
			10	外構工事	外 構	建築物、公園等の外構の工事	外構工事、ネットフェンス工事
			99	その他工事	その他	その他のとび・土工・コンクリート工事(基礎的、準備的工事)	重量物の揚重運搬配置工事
06	石工事業	石	01	石工事	石	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事 注) ○コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工工事業のコンクリート工事(05-06) ○コンクリートブロックにより建築物を建設する工事は、タイル・れんが・ブロック工事業のタイル・れんが・ブロック工事(10-01)	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物内外装、法面処理、擁壁)、石材加工工事
07	屋根工事業	屋 根	01	屋根工事	屋 根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	瓦屋根ふき工事、スレート屋根ふき工事、金属薄板屋根ふき工事、屋根断熱工事

別表1 『建設工事』業種コード

※「受注希望工事分類」欄に●印が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。
 ※「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工事分類名	略 称		
08	電気工事業	電 気	01	●総合電気設備工事	総 合	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備、電気設備等の電気工作物を総合的に建設する工事 注) ○電気設備のほか、管、電気通信設備、消防施設等の機械器具を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業のプラント設置工事(20-02)	総合電気設備工事
			02	●発電変電設備工事	発 電	発電設備(非常用予備発電設備を含む)、変電設備を設置する工事	発電設備工事、変電設備工事
			03	送配電設備工事	送 電	送配電設備を設置する工事	送配電線工事、引込線工事、電車線工事
			04	●電気設備工事	電 気	電気設備(非常用電気設備を含む)、照明設備等を設置する工事	構内電気設備工事、照明設備工事、ネオン装置工事、流量計設置工事
			05	●信号設備工事	信 号	交通信号設備等を設置する工事	交通信号設備工事
			06	上下水道施設 電気設備工事	水 道	上下水道施設の電気設備を設置する工事 注) ○上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ○下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理施設工事(26-04)	上水道施設電気設備工事、下水道施設電気設備工事
			99	その他工事	その他	その他の電気工事	電気防食工事
09	管工事業	管	01	給排水設備工事	給排水	給排水設備を設置する工事	給排水・給湯設備工事、衛生設備工事、水洗便所設備工事
			02	冷暖房空調設備工事	空 調	冷暖房、空気調和のための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、空気調和設備工事、ダクト工事
			03	●浄化槽工事	浄化槽	浄化槽、合併処理浄化槽を設置する工事	浄化槽工事、合併処理浄化槽工事
			04	ガス管配管工事	ガス管	ガス管の配管を設置する工事	ガス管配管工事
			99	その他工事	その他	その他の管工事	厨房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、管内更生工事
10	タイル・れんが・ ブロック工事業	タイル	01	タイル・れんが・ ブロック工事	タイル	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又は張り付ける工事 注) ○コンクリートブロック据付け工事は、とび・土工工事業のコンクリート工事(05-06) ○建築物の内外装、法面処理、擁壁として石材に類似のコンクリートブロックを積み、又は張り付ける工事は、石工事業の石工事(06-01)	コンクリートブロック積み(張り)工事(建築物の建設)、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事(外壁等)
11	鋼構造物工事業	鋼構造	01	鉄骨工事	鉄 骨	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組み立てにより鉄骨を築造する工事 注) ○既に加工された鉄骨を組み立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄骨工事、バックネット加工組立工事、避難階段設置工事
			02	鋼橋梁工事	鋼 橋	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組み立てにより鋼橋梁等を築造する工事 注) ○既に加工された鋼橋梁等を組み立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鋼橋梁工事、鋼ロックシェード工事
			03	鉄塔工事	鉄 塔	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組み立てにより鉄塔を築造する工事 注) ○既に加工された鉄塔を組み立てるのみの工事は、とび・土工工事業の鉄骨等組立架設工事(05-01)	鉄塔工事
			04	門扉工事	門 扉	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組み立てにより閘門、水門等の門扉を築造する工事	閘門工事、水門工事、鋼製自動堰工事
			05	プール工事	プ ール	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組み立てによりプールを築造する工事	鋼製プール工事、ステンレス製プール工事
			06	鋼製タンク工事	タンク	形鋼、鋼板等の鋼材の加工、組み立てによりタンクを築造する工事	鋼製水槽工事、石油貯蔵用タンク工事、ガス貯蔵用タンク工事
			99	その他工事	その他	その他の鋼構造物工事	屋外広告工事

別表1 『建設工事』業種コード

※「受注希望工事分類」欄に●印が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。
 ※「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大コード	業 種 名	略 称	業種小コード	工事分類名	略 称		
12	鉄筋工事業	鉄 筋	01	鉄筋工事	鉄 筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋加工組立工事、ガス圧接工事、溶接継手工事、機械式継手工事
13	舗装工事業	舗 装	01	舗装工事	舗 装	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事 注) ○ガードレール、標識等の道路付属物設置工事は、とび・土工事業の道路付属物設置工事(05-09)	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事業	しゅん	01	しゅんせつ工事	しゅん	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 注) ○陸上で使用する掘削機で施工できる程度のしゅんせつ工事は、とび・土工事業の土工(05-05)	しゅんせつ工事(しゅんせつ船等によるもの)
15	板金工事業	板 金	01	板金工事	板 金	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製の付属物を取り付ける工事 注) ○板金屋根工事は、屋根工事業の屋根工事(07-01)	板金加工取付工事、建築板金工事、カラー鉄板貼付工事、ステンレス貼付工事
16	ガラス工事業	ガラス	01	ガラス工事	ガラス	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付工事
17	塗装工事業	塗 装	01	塗装工事	塗 装	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、又は塗り付ける工事	塗装工事、溶射工事、鋼構造物塗装工事
			02	路面標示工事	路 面	塗料、塗材等を加熱又は溶着により路面に標示する工事	区画線工事
			03	屋内床面標示工事	屋内床	屋内にコータラインを標示する工事	コータライン 標示工事
			99	その他工事	その他	その他の塗装工事	布張り仕上工事
18	防水工事業	防 水	01	防水工事	防 水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって建築物の防水を行う工事 注) ○法面処理等のためのモルタル防水工事は、とび・土工事業の吹付け工事(05-08)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、注入防水工事、シート防水工事
19	内装仕上工事業	内 装	01	内装仕上工事	内 装	木材、石膏ボード、壁紙等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事
			02	床仕上工事	床	ビニール床タイル、カーペット、ウッドカーペット等を用いて建築物の床仕上げを行う工事	床仕上工事
			03	たたみ工事	たたみ	たたみを用いて建築物の床仕上げを行う工事	たたみ工事
			04	ふすま工事	ふすま	ふすまを用いて建築物の間仕切り等を行う工事	ふすま工事
			99	その他工事	その他	その他の内装仕上工事	家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事業	機 械	01	運搬機器設置工事	運 搬	運搬機器の組立て、取り付けを行う工事	昇降機設置工事、エスカレータ設置工事、自動搬送機設置工事
			02	プラント設備工事	プラント	電気設備、管、電気通信設備、消防施設等のプラント設備を複合的に設置する工事(03を除く) 注) ○上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03) ○下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ○清掃施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のごみ処理施設工事(28-01)又はし尿処理施設工事(28-02)	プラント設備工事
			03	水処理設備工事	水処理	上水道施設、下水道施設等の水処理機械設備を複合的に設置する工事 注) ○上水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の取水施設工事(26-01)、浄水施設工事(26-02)又は配水施設工事(26-03)	水処理機械設備工事、沈砂池機械設備工事、凝集池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、濾過池機械設備工事

別表1 『建設工事』業種コード

※「受注希望工事分類」欄に●印が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。
 ※「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工事分類名	略 称		
						○下水道施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設を建設する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04) ○し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28-02)	
			04	汚泥脱水設備工事	脱 水	汚泥脱水用機械器具を設置する工事	汚泥脱水機械設備工事
			05	汚泥焼却設備工事	焼 却	汚泥焼却用機械器具を設置する工事	汚泥焼却炉設備工事
			06	給排気機器設置工事	給排気	トンネル、地下道等の給排気用機械器具を設置する工事 注) ○建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は、管工事業の冷暖房空調設備工事(09-02)	換気設備工事、送風機械設置工事
			07	揚排水機器設置工事	揚排水	揚排水機器設備を設置する工事	揚水機設置工事、排水機設置工事
			08	ダム用仮設備工事	ダム仮	ダム用仮設備を設置する工事	ダム用仮設備工事
			99	その他工事	その他	その他の機械器具設置工事	内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車場設備工事、固定クレーン設置工事、ラバーダム設置工事
21	熱絶縁工事業	熱絶縁	01	冷暖房熱絶縁工事	冷暖房	冷暖房設備等に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	冷暖房設備熱絶縁工事、冷凍冷蔵設備熱絶縁工事
			02	動力設備熱絶縁工事	動 力	動力設備に付帯する配管、ダクト等の工作物を熱絶縁する工事	動力設備熱絶縁工事
			99	その他工事	その他	その他の熱絶縁工事	燃料工業設備熱絶縁工事、化学工業設備熱絶縁工事
22	電気通信工事業	通 信	01	●有線電気通信工事	有 線	有線電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、電話設備設置工事、有線放送機械設置工事
			02	無線電気通信工事	無 線	無線電気通信設備を設置する工事	無線放送機械設置工事、空中線設備工事
			03	●データ通信設備工事	デ ー タ	データ通信設備を設置する工事	データ通信設備工事
			04	情報制御設備工事	情 報	情報制御設備を設置する工事	情報制御設備工事、電子計算機設置工事
			99	その他の工事	その他	その他の電気通信工事	TV電波障害防除設備工事、共同アンテナ設置工事
23	造園工事業	造 園	01	庭園工事	庭 園	整地、樹木の植栽、景石の据え付け等により庭園等を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、水景工事
			02	公園設備工事	公 園	整地、樹木の植栽、花壇、噴水、その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の設置により公園を築造する工事	公園設備工事、園路工事
			03	広場工事	広 場	整地、樹木の植栽等により広場、緑地等を築造する工事	修景広場工事、芝生広場工事、運動広場工事
			99	その他工事	その他	その他の造園工事	
24	さく井工事業	さく井	01	さく井工事	さく井	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事
			02	揚水設備工事	揚 水	さく孔、さく井工事に伴う揚水設備等を設置する工事	揚水設備工事、ポンプ設置工事
			99	その他工事	その他	その他のさく井工事	石油掘削工事、天然ガス掘削工事
25	建具工事業	建 具	01	サッシ工事	サッシ	サッシを取り付ける工事	サッシ取付工事
			02	カーテンウォール工事	カーテン	金属製カーテンウォールを取り付ける工事	金属製カーテンウォール取付工事
			03	シャッター工事	シャッタ	シャッターを取り付ける工事	シャッター取付工事
			04	自動ドア工事	ドアー	自動ドアを取り付ける工事	自動ドア取付工事
			99	その他工事	その他	その他の建具工事	金属製建具取付工事、木製建具取付工事、ふすま工事

別表1 『建設工事』業種コード

※「受注希望工事分類」欄に●印が表示されている工事を希望される場合は、資格情報を確認できる書類が必要となります。
 ※「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含まず。

業 種			受注希望工事分類			工 事 の 内 容	工 事 の 例 示	
業種大 コード	業 種 名	略 称	業種小 コード	工事分類名	略 称			
26	水道施設工事業	水道	01	取水施設工事	取 水	上水道、工業用水道等の取水施設を総合的に築造する工事	取水施設工事	
			02	浄水施設工事	浄 水	上水道、工業用水道等の浄水施設を総合的に築造する工事	浄水施設工事	
			注) ○上水道施設の water 処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の water 処理設備工事(20-03)					
			03	配水施設工事	配 水	上水道、工業用水道等の配水施設を総合的に築造する工事	配水施設工事	
			注) ○公道下等の上水道管理設工事は、土木工事業の土木一式工事(01-01) ○農業用水道を建設する工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02) ○家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道の配水小管を設置する工事は、管工事業の給排水設備工事(09-01)					
27	消防施設工事業	消 防	04	下水処理設備工事	下 水	公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事	下水処理設備工事	
			注) ○公道下等の下水道管理設工事は、土木工事業の土木一式工事(01-01) ○かんがい用排水施設工事は、土木工事業の農業土木工事(01-02) ○規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09-03) ○下水道施設の water 処理機械設備を複合的に設置する工事は、機械器具設置工事業の water 処理設備工事(20-03) ○し尿処理施設工事で土木工作物、建築物、機械設備、電気設備等の総合施設の工事は、清掃施設工事業のし尿処理施設工事(28-02)					
			99	その他工事	その他	その他の水道施設工事		
			01	●水消火設備工事	水消火	水による消火に必要な設備を設置する工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事	
28	清掃施設工事業	清 掃	02	●泡消火設備工事	泡消火	泡による消火に必要な設備を設置する工事	泡消火設備工事	
			03	●不燃性ガス消火設備工事	ガ ス	不燃性ガス、蒸発性液体による消火に必要な設備を設置する工事	不燃性ガス消火設備工事、蒸発性液体消火設備工事	
			04	●粉末消火設備工事	粉 末	粉末による消火に必要な設備を設置する工事	粉末消火設備工事	
			05	●火災報知設備工事	報 知	火災警報に必要な設備を設置する工事	火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事	
			06	●避難設備工事	避 難	避難設備を設置する工事	金属製避難はしご設置工事、救助袋設置工事、緩降機設置工事、避難橋設置工事	
			注) ○ビルの外壁等に避難階段を設置する工事は、建築工事業の建築一式工事(02-01)又は鋼構造物工事業の鉄骨工事(11-01)					
			07	●排煙設備工事	排 煙	排煙設備を設置する工事	排煙設備設置工事	
29	解体工事業	解 体	99	その他工事	その他	その他の消防施設工事		
			01	ごみ処理施設工事	ご み	ごみ処理施設を総合的に設置する工事	ごみ処理施設工事	
			02	し尿処理施設工事	し 尿	し尿処理施設を総合的に設置する工事	し尿処理施設工事	
注) ○規模の大小を問わず浄化槽又は合併処理浄化槽によりし尿を処理する施設を建設する工事は、管工事業の浄化槽工事(09-03) ○公共下水道、流域下水道の処理設備を総合的に築造する工事は、水道施設工事業の下水処理設備工事(26-04)								
29	解体工事業	解 体	01	解体工事	解 体	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	
			注) ○それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。					

別表2 『設計・調査・測量』 業務コード

【 測量 】

※「業務分類名」「業務内容」欄に●印が表示されている業務を希望される場合は、登録情報を確認できる書類が必要となります。

業務分類名	業務コード	業務内容
●測量一般	3 0 0 0	基準点測量、水準測量、平板測量等を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成
●地図の調製	3 0 1 0	既成の地図等を基図とし、編集資料を参考にして基図の表現事項を所定の方法によって描画する新たな地形図等の作成
●航空測量	3 0 2 0	空中写真を用いる地形、地物等の測定図示及び地形図等の作成

【 建築関連コンサルタント 】

業務分類名	業務コード	業務内容
●建築意匠(建築意匠に関する計画、調査、企画、立案、環境影響調査若しくは助言又は建築意匠に関する工事の設計若しくは監理)		
居住施設	4 0 0 0	共同住宅、職員公舎、寄宿舎等
学校施設	4 0 0 1	学校、技術専門校、養護学校等
医療及び社会福祉施設	4 0 0 2	病院、診療所、保健所、老人ホーム等
事務所及び庁舎	4 0 0 3	庁舎、事務所、研究所、試験所等
スポーツ施設	4 0 0 4	競技場、体育館、水泳場、その他スポーツ施設等
劇場及びホール	4 0 0 5	劇場、公会堂、映画館、観覧場、集会場(オーデイトリウムを有するものに限る。)等
美術館・博物館・記念館	4 0 0 6	美術館、博物館、記念館、図書館等
集会場・コミュニティーセンター	4 0 0 7	集会場、コミュニティーセンター等
厚生施設(宿泊施設等)	4 0 0 8	ホテル、旅館、保養所等
その他	4 0 0 9	戸建住宅、工場、倉庫、自転車置場、その他複合建築物等
建築構造	4 0 1 0	特殊構造の建築物、軟弱地盤等における建築構造の設計又は監理
空調設備	4 0 2 0	空気調和設備等の設計又は監理
給排水設備	4 0 3 0	給排水衛生設備、ガス設備等の設計又は監理
電気設備	4 0 4 0	電気設備等の設計又は監理
建築積算	4 0 5 0	建築設計における積算数量の算出
機械積算	4 0 6 0	機械設計における積算数量の算出
電気積算	4 0 7 0	電気設計における積算数量の算出
建物調査	4 0 8 0	建物の耐震、災害、補修等の調査又は設計

【 地質調査 】

業務分類名	業務コード	業務内容
地質調査	5 0 0 0	建設事業に必要な地質又は土質に関する調査、計測、解析又は判定。地質又は土質に関する資料の提供又は助言

【 補償コンサルタント 】

業務分類名	業務コード	業務内容
土地調査	6 0 0 0	土地、建物等の登記簿等の調査、戸籍簿等の調査、土地等の権利者の確認調査、面積計算等
土地評価	6 0 0 1	土地及び土地に関する所有権以外の権利の評価、残地補償等に関する調査又は補償金額の算定。土地調書その他これに類する資料の作成
物件及び機械工作物	6 0 0 2	物件に関する登記簿等の調査、物件調書その他これに類する資料の作成。物件及び機械工作物に関する調査又は補償金額の算定。居住者及び動産に関する調査又は補償金額の算定
営業補償・特殊補償	6 0 0 3	営業、鉱業権、漁業権、水利権その他の特殊な権利、養殖物、特産物に関する調査又は補償金額の算定
事業損失	6 0 0 4	電波障害、日照障害、水枯渇、地盤変動その他の事業損失に関する調査又は補償金額の算定
補償関連	6 0 0 5	公共補償に関する調査又は補償金額の算定
事業認定	6 0 0 6	事業認定申請書及び裁決申請書の作成
その他	6 0 0 7	物件等の補償金額の算定方法及びその根拠についての説明。精度管理に関する業務。その他の調査又は補償金額の算定

【 建設コンサルタント 】

業務分類名	業務コード	業務内容
河川、砂防及び海岸(治水利水計画、砂防計画若しくは海岸保全計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は河川(ダムを含む。)、砂防(地すべり防止を含む。))若しくは海岸に関する工事の設計若しくは監理)		
河川	7 0 0 0	河川に関するもの(治水、利水、水質、底質、地下水、治水経済、堰、水門、閘門、樋門、樋管、機場、築堤、護岸等)
砂防	7 0 0 1	砂防に関するもの(砂防ダム、流域特性、流送土砂、地すべり、急傾斜地等)
ダム	7 0 0 2	ダムに関するもの(ダム、水理、治水(洪水調節)、利水、ダム施設配置、水理模型実験、管理施設、発電施設、嵩上げ等)
港湾及び空港	7 0 1 0	港湾計画若しくは空港計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は港湾若しくは空港に関する工事の設計若しくは監理
電力土木	7 0 2 0	電源開発計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は発電用ダム、水路構造物等に関する工事の設計若しくは監理
道路(道路計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は道路に関する工事の設計若しくは監理)		
交通及び路線	7 0 3 0	交通及び路線に関する調査、企画又は設計(交通量、交通解析、自動車起終点、パーソントリップ、物資流動、車両重量、渋滞、道路交通センサス、道路網計画、ネットワーク、駐車場、路線選定、交差点等)
道路	7 0 3 1	道路に関する概略(予備)設計、実施(詳細)設計又は監理(道路、橋梁、連絡・休息施設、交差点、道路景観等)
道路管理施設	7 0 3 2	道路管理施設に関するもの(交通安全施設、交通管理施設、交通環境施設、交通情報施設、都市基盤施設等)
鉄道	7 0 4 0	鉄道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は鉄道(鋼索鉄道を含む。))に関する工事の設計若しくは監理
上水道及び工業用水道(上水道計画若しくは工業用水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は上水道若しくは工業用水道に関する工事の設計若しくは監理)		
水道施設	7 0 5 0	上水道施設又は工業用水道施設に関するもの(取水、浄水、さく井、水処理、汚泥処理、送配水、ポンプ等)
送配水管渠	7 0 5 1	送配水管渠に関するもの
下水道(下水道計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は下水道に関する工事の設計若しくは監理)		
下水処理施設	7 0 6 0	下水処理施設に関するもの(水処理、汚泥処理、ポンプ等)
下水管渠	7 0 6 1	下水管渠に関するもの
農業土木	7 0 7 0	かんがい排水、農地整備、農地保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する設計若しくは監理

業務分類名	業務コード	業務内容
森林土木	7080	治山、林道、森林環境保全等の計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
廃棄物	7090	廃棄物処理計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は廃棄物処理施設に関する工事の設計若しくは監理
造園	7100	公園緑地計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又は公園緑地に関する工事の設計若しくは監理
都市計画及び地方計画(都市計画又は地方計画に関する調査、企画、立案、環境影響評価若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理)		
土地利用計画	7110	土地利用計画に関するもの(フレームワーク、マスタープラン、法規制等)
都市施設	7111	都市施設に関するもの(交通施設、公園、緑地施設等)
開発事業	7112	開発事業に関するもの(土地区画整理、市街地再開発、都市拠点整備、ニュータウン開発等)
地域計画	7113	地域計画に関するもの(地域振興、観光、レクリエーション等)
環境保全	7114	環境保全に関するもの(環境整備、景観、公害対策、緑地保全等)
地質	7120	地質に関する調査、企画、立案若しくは助言
土質及び基礎	7130	土質に関する調査の企画、立案若しくは助言、構造物の基礎若しくは土の構造物に関する企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
鋼構造及びコンクリート(鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造、コンクリート若しくはコンクリート構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理)		
鋼橋上部工	7140	橋梁上部工に関するもの(合成桁、トラス、ラーメン、アーチ、斜張橋、吊橋、鋼床版、ランガー、ローゼ等)
コンクリート橋上部工	7141	コンクリート橋上部工に関するもの(場所打コンクリート、床版橋、プレテンション桁、ポストテンション桁、ラーメン、アーチ、斜張橋、特殊コンクリート等)
橋梁下部工・基礎構造	7142	橋梁下部工に関するもの(橋台、橋脚、鋼製橋脚、特殊構造等)、基礎構造に関するもの(直接基礎、既製杭、場所打杭、深礎杭、ケソン、鋼管矢板、連壁、地盤改良等)
新交通・モノレール	7143	新交通及びモノレールに関するもの(上部構造、下部構造、基礎構造等)
特殊構造	7144	特殊構造に関するもの(景観、耐風、耐震、防護工(落石・雪崩)、遮音壁、化粧板等)
維持・補修、その他	7145	鋼構造物及びコンクリート構造物の維持、補修に関するもの(点検、損傷、変状、維持、補修、拡幅、基礎補強、架換等)
トンネル	7150	トンネル構造に関する調査、企画、立案若しくは助言又はこれらに関する工事の設計若しくは監理
施工計画、施工設備及び積算	7160	工事実施に関する調査、企画、立案若しくは助言、工事実施の監理、工事実施のための調査若しくは設計又は施工方法、仮設計画若しくは工程計画に基づく積算若しくは工事原価管理
建設機械	7170	工事実施のための機械の調査、設計若しくは監理
建設環境(環境アセスメント又は環境管理、環境整備に関する調査、計画若しくは設計)		
環境調査・計画	7180	大気、水質、騒音、振動、動物・植物生態系、景観等に関する調査、予測、評価又は記録
環境整備	7181	河川空間環境、道路環境、地域環境等に関する環境整備、景観、公害対策、緑地保全等に関する計画又は設計
その他の建設コンサルタント	7900	

【その他】

※「業務分類名」「業務内容」欄に●印が表示されている業務を希望される場合は、登録情報を確認できる書類が必要となります。

業務分類名	業務コード	業務内容
資料整備	8000	調査、計画、設計等に関する資料の収集、記録又は資料の整備
その他	8001	廃棄物対策、情報システム、情報通信、防災対策等に関する企画、調査・計画、予測、評価又は記録等。補償説明。 ●不動産鑑定、●計量証明、●登記業務